

スノーモビル車両の仕様

序文

クラス名称	排気量		ゼッケンカラー
	2ストローク	4ストローク	
SX-Pro	600 cc以下	1050 cc以下	赤地白文字
SX-A1	600 cc以下	1050 cc以下	青地白文字
SX-A2	Open 200 cc以上		黄地黒文字
SX-B1	600 cc以下	1050 cc以下	白地黒文字
MFJ Open Cup	Open 200 cc以上		緑地白文字
ジュニア			黒地白文字
スノークロス200	※4ストローク 単気筒 200 cc以下		白地赤文字

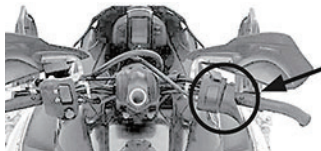
※主催者はスノークロス200内に、小排気量クラス等を設定することができる
(2スト125cc、80cc、4スト120cc等)

- 0-1 出場車両
- 0-1-1 車両はMFJ公認車両とする。※MFJ Open Cup・ジュニア・スノークロス200は除く。
- 0-1-2 車両は国内競技規則に示されているすべての条項に適合していること。
- 0-1-3 公認された型式（モデル）であることは、参加者に証明の義務がある。型式の判明できない車両は公認車両と認められない。
- 0-1-4 承認競技会においては大会特別規則によるが、以下**1**の安全基準を満たすものとする。
※スノークロス200の車両の仕様は2025全日本スノーモビル選手権特別規則 **2** 全日本選手権開催/併催クラスおよび参加資格 2-10 スノークロス200(併催承認クラス) 2-10-13 スノーモビル車両の仕様参照。

1 車両の安全基準（すべての部門に適用）

スノーモビルレースに出場する車両は、次の安全基準を満たしていなければならない、この基準を満たさない場合、基準に合致させるための改造が義務づけられる。

- 1-1 エンジン自動停止装置（ティザースイッチ）
- 1-1-1 ライダーが走行中車両から離れた場合にエンジンが自動的に停止する装置を装着していなければならない。
- 1-1-2 自動停止装置はレース全区間（公式練習、パドック走行も含む）で有効に働く状態でなければならない。
- 1-1-3 本基準に違反したライダーは失格とする。
- 1-1-4 ティザースイッチアッセンブリーは公認の状態（純正部品に限る）。
- 1-2 過給機システム
- 過給機（スーパーチャージ・ターボシステム等）は禁止とする。
- 1-3 排気管および消音器
- 1-3-1 車両は規定の音量規制値を満たしていなければならない。
- 1-3-2 排気消音器はボディー側面より突出してはならない。
- 1-3-3 排気管および排気消音器はシュラウドまたは車体内部（バンパーを含む）に収められていなければならない。※車体内部の解釈としてリヤバンパー後端から垂直に上へ伸ばした線上より突出しないこと。

- 1-3-4 車両には有効かつ外見で判断し得る市販の消音器が装着されていなければならない。
- 1-3-5 すべての鋭利な部分はカバーを取り付けるか、または丸みを帯びさせていなければならない。
- 1-4 スノーフラップ
トラック最後端より後ろに有効なものを必ず装着し、公認時の形状を維持しなくてはならない。
ライダーが乗車した状態で地面につく状態が推奨される。
- 1-5 スロットル
- 1-5-1 スロットルレバー（アクセルレバー）は手（指）を離した時に自動的に戻るものでなくてはならない。スロットルレバー（アクセルレバー）の素材変更・交換は認められるが、それ以外は車両公認時の状態とする。
-  解釈：スロットルレバー（アクセルレバー）の素材変更・交換は可能ですが、その取付位置・方向はその車両の公認状態と同様にしなければなりません。
- 1-5-2 スロットルワイヤーの取り回しは公認車両から仕様およびルートの変更はしないこと（純正のままでハンドルバーパッド内に収納されていること）。
- 1-5-3 スロットルワイヤー、その取り回し、ハンドルバーパッドは車両公認時の状態から改造・変更禁止（アクセルクリップが外れてないか確認すること）。
- 1-6 シュラウド
シュラウドを外してはならず、レース中に外れることのないよう、しっかりと固定されていなくてはならない。
- 1-7 スキー
- 1-7-1 先端に弓形ガードを装置するなど安全を十分に確保しなくてはならない。
- 1-7-2 スキーランナーは各スキーに丸棒（断面は円型）で、溝や突起がなく、かつスキーの強度を維持させる形状でなくてはならない。スキースキンを取り付ける場合であっても、スキーとスキーランナーの間に隙間を設けたり、ほかのプレート等をはさんではならない。
超硬チップ（エッジ）ランナーの使用は禁止される。ランナーは、超硬チップを外し、溶接等で修正することが義務付けられる。
- 1-7-3 スキー側面は、R形状に丸められなくてはならない。
- 1-7-4 スキースキン（スキー底部の樹脂版）の取り付けは認められるが、しっかりと固定されていなくてはならない。またスキースキンがスキーの幅を越える場合は、側面に安全に丸められていなくてはならない。
- 1-8 トラック（キャタピラ）
- 1-8-1 本体はゴム製でなくてはならない。
- 1-8-2 トラックに対してはいかなるものも付加してはならない。
- 1-8-3 他機種のトラックを取りつけることはできない。
- 1-8-4 トラックを逆方向に取りつけることはできない。
- 1-9 ブレーキ
車両には有効なブレーキが装備されていなくてはならない。
- 1-10 コントロールレバー
すべてのハンドルレバー類（ブレーキ、スロットル等）は、端部が丸くなっていなくてはならない。
- 1-11 改造・変更の義務
下記部品の取り外しが義務づけられる。
- 1-11-1 灯火器のレンズの取り外し（取り外さない場合飛散防止を施すこと）。
- 1-11-2 保安部品（バックミラー、シールド、車両番号標、キャリア類）の取り外し。アシスタントグリップは取り外さなくても良い。
- 1-12 音量
音量は下記の条件を満たしていなくてはならない。

- 1-12-1 音量は、FIM 測定方式で100dB/A 以内（ただし、パワーベルトを直結してある場合は、最大116dB/A となる。）以内でなければならない。これを上回る車両の出場は一切認められない。
- 1-12-2 SX-Pro 出場車両は、大会開催期間中当該車両の回転計を常時装着することを義務付けとする。車検時に規定以上の音量が測定された車両は予選または決勝の出走は認められない（予選または決勝スタート時までの規定時間内の再測定は認められる）。
- 1-13 音量測定の方法
- 1-13-1 Vベルトは外さない（最大116dB/A 以下）。
- 1-13-2 測定のためのマイク位置は排気管後端と水平で排気管から50cm 離れた所でかつ、排気管後端の中心線から45°に設定する。これが不可能な場合は45°上方で測定しても良い。
- 1-13-3 測定の最中、ギヤボックスにニュートラルがないマシンは、スタンドに乗せた状態で測定する。
- 1-13-4 競技役員の指示によりエンジンを始動させ、規定の回転数に達するまで、回転を徐々に上げていかななくてはならない（測定回転数6,000rpm/4st・2st 共通）。
- 1-13-5 レース後の音量測定では、2dB/A の誤差が認められる。
- 1-13-6 測定は当規則によって行われ、測定対象車、測定の時期は競技監督が決定することができる。
- 1-14 測定場所
- 1-14-1 音量測定は各主催者により設定された測定エリア内にて実施される。
- 1-14-2 音が反響しない場所で測定する（壁、テント内等の反響に注意する）。
- 1-14-3 測定場所の雪面をよく踏み固める。
- 1-15 全日本選手権の車両検査について
- 1-15-1 SX-Pro は全車音量測定を実施する。
- 1-15-2 競技監督の判断で全クラスのレース終了時に車両保管場所にて上位入賞1～6位の音量測定等を実施する場合がある（スノーモビル競技細則 **20** レース後の車両検査参照）。
- 1-15-3 音量測定は各主催者により設定された測定エリア内にて実施され、当該選手ならびに当該選手の登録されたピットクルーおよび、競技役員のみ立ち入り可能とする。
- 1-16 車検の手順について
- 1-16-1 ライダーは車検場に来た時、自ら車体・身体からティザースイッチコードを外さない。
- 1-16-2 役員の指示に従いライダーはブレーキをにぎり、降車した状態でティザースイッチを外しエンジンを停止させる。
- 1-16-3 車検チェックが終了後、役員の指示に従い安全にパドックに戻る。
- 1-16-4 車検にライダーが立ち会うこと。
※車検時はライダー本人がティザースイッチを体と連結し接続の確認を行うこととする。
- 1-16-5 車両仕様書に記載されたチェック項目を確認しチェックサインを記載すること。
※整備不良によりアクセルワイヤークリップが外れマシンが暴走するケースがあるため事前に各自で点検を行うこと。

2 車両の改造限度

スポーツ部門、モディファイ部門においては下記部分の変更が認められる。前述の車両の安全基準と解釈が異なる部分は、下記改造限度の解釈が優先される。

2-1 スポーツ部門の仕様

公認車両に対して下記事項の仕様変更ができる。

ここに明記されていない部分は、すべて車両公認時のものでなければならない。

※仕様変更、改造とは各部の寸法の改造、形状の変更、軽量化を指す。

2-1-1 点火プラグの変更。

2-1-2 Vベルトの変更。

- 2-1-3 バッテリーの取り外し。
- 2-1-4 セルモーター、セル用ギヤの取り外し。
- 2-1-5 キャブレター内のジェット類の変更。
- 2-1-6 スキーはその他の公認車両に装着されたものに交換することができる。
- 2-1-7 サスペンションスプリングは他の公認車両に装着されたものに交換することができる。
- 2-1-8 ドライブチェーン、スプロケットの変更。
- 2-1-9 ヘッドライトボディーの取り外し。ただし、外した場合の穴は完全にふさがなければならない。

2-2 モディファイ部門の仕様

公認車両に対して下記事項の仕様変更ができる。

ここに明記されていない部分は、すべて車両公認時のものでなければならない。

※仕様変更、改造とは各部の寸法の改造、形状の変更、軽量化を指す。

- 2-2-1 点火プラグの変更。
- 2-2-2 Vベルトの変更。
- 2-2-3 バッテリーの取り外し。
- 2-2-4 セルモーター、セル用ギヤの取り外し。
- 2-2-5 エンジン
エンジンパーツの研磨、および軽量化をすることができるが、クランクケース本体、クランクシャフトアッセンブリーは改造、変更することはできない。シリンダーの切削によるポートタイミングとポートエリアの変更、シリンダーヘッドの切削による圧縮比、燃焼室の形状変更ができる。ピストン、ピストンリングは改造、変更することができる。排気量がそのクラスの制限を越えなければ、直径0.5mmを最大としてボアを拡大することができる。
- 2-2-6 ギヤレシオ、スプロケットの改造、変更。
- 2-2-7 エキゾーストパイプ、サイレンサーおよびその配列の改造、変更。
- 2-2-8 キャブレターは改造、変更することができるが、吸排気システムは変更することはできない。
- 2-2-9 コントロールレバー類およびケーブル、マスターシリンダー、キャリパー、ブレーキパッドまたはシュー、ブレーキホースは改造、変更することができる。
- 2-2-10 ハンドルバーは、他の公認車両のもの（二輪車用を含む）に変更することができ、かつ切削によりハンドル幅の変更はできるが、このハンドル幅変更以外に形状の変更は認められない。ハンドルバーパッドを取り付けなければならない。ハンドルバーが公認車両のものであることは、参加者に証明の義務がある。
- 2-2-11 スキーは改造、変更ができるが、安全基準は満たしていること。
- 2-2-12 ट्रাক (キャタピラ)
トラックの変更（モディファイクラスのみ）。ただし、トラック自体を改造、車体構造本体を変更、改造してはならない。
- 2-2-13 サスペンション
フロントサスペンション、リヤサスペンションの改造、変更。ただし、フレームの基本骨格の変更（寸法変更、形状変更、軽量化を含む）が伴う改造は認められない。
- 2-2-14 フレームとはフレームコンプリートの公認時の状態を指し、改造、変更は認められない。ただし、フレームの補強、フレーム強度に影響のないブラケット類の取り外し、およびリヤサスペンション取り付け位置（ピボット部）変更のための新たな穴開けは認められる。
- 2-2-15 シュラウド
シュラウドに付属する部品、およびルーバー類の取り外し。ただしエンジン回転部分、排気管部分が露出する、直接手や足などが触れることのないよう処置されていなくてはならない。
エアを導入するために通風孔を設けることができるが、直径10mmを越える場合はメタルガーゼ（4mm間隔以下の金属網）でカバーするか、同等のルーバー構造にしなくてはならない。
シュラウド・アッセンブリーは車両公認時と同等、またはそれ以上の強度を保っていなければならない、

改造、部品の取り外しをした場合は必要に応じて補強をしなくてはならない。

※スノークロス 200の車両の仕様は2025全日本スノーモビル選手権特別規則 2 全日本選手権開催/併催クラスおよび参加資格 2-9 スノークロス200（併催承認クラス） 2-9-13 スノーモビル車両の仕様参照。

2-3 SX-Proの仕様について

改造限度は従来の許可されているモディファイ部門の仕様に加え下記の仕様の変更ができる。
車両の安全基準は従来どおりとする。よって音量規制値はVベルトを外さない状態で最大116dB/A以下とする。測定回転数6000rpm/4st・2st共通。

- 2-3-1エンジン本体（クランクケース）は車両公認時のものを使用しなければならないが、エンジン内部は自由に改造できる。
- 2-3-2キャブレターは改造・変更することができる。ただし過給機（スーパーチャージ・ターボシステム等）は取り付け不可とする。
- 2-3-3フレームは車両公認時のコンプリートを使用しなければならないが、改造は可能とする。
- 2-3-4サスペンションは改造変更できるが安全基準を満たしていること。

3 MFJスノーモビル公認車両

MFJが主催または公認する競技会においては、この表にあるMFJに公認された車両を使用しなければならない。

MFJ 公認車両リスト2024年10月現在

2 ストローク				
	125cc 以下	126cc ～ 500cc 以下	501cc ～ 600cc 以下	601cc 以上
YAMAHA		CS340 (E) GP440 GS340 GPX440 S250 PZ480 S340 PZ480E ET250 PZ480ED ET300 PZ480LT ET340 PZ480SE GP292 PZ500 GP300 PZ500LT GP338 VT480E GPX340 VX500E S300M VX500XTC S350 VX500SX S350DX SX500R S440 PZ480SP SS440	EC540 XL540 S540 EX570E EX570SX EX570LT EX570SP VX600E VX600LT VX600XT VX600SX VX600XTC SX600R SXVenom (SXV600)	VX700 VX700SX VX700LT VX800LT SRX700S SRX700LT SX700R SXViper (SXV700) SXViper ER SXViper Moutain
ポラリス		INDY 340 INDY SPORT INDY LITE INDY TRAIL INDY SUPER SPORT INDY 440 PRO X FAN INDY 400 INDY 440 XC INDY 440 XCR INDY 500 INDY 500 SP INDY 500 XC SP INDY 440 PRO X ポラリス 440 IQ RACER	INDY XLT SPECIAL INDY XCR 600 SP INDY 600 XC INDY 600 EDGE X INDY 600 PRO X ポラリス 600 HO IQ ドラゴン ポラリス 600 IQ RACER ポラリス 600 R ポラリス 600 R (20) (21) (23)	INDY 650 INDY 650 RXL INDY ULTRA SP INDY ULTRA SPX SE INDY 700 XC INDY 700 XC SP INDY 800 XC SP INDY 800 PRO X INDY 800 PRO X 2 ポラリス 900 IQ

スキードゥー		FORMULA-SL MXZ500-SP MXZ FORMULA-SL S MXZ STD500 MXZ440LC FREESTYLE SESSION	FORMULA-Z MXZ583 FORMULA MXZX600H.O MXZX600H.O SDI FREESTYLE PARK MXZX600RS MXZ550X MXZX-RS LynxRave600RS MXZx600RS E-TEC	MXZX800
アーケティック キャット		499 SNO PRO ZR500 FIRECAT500Sno-Pro ZR440Sno-Pro Z440Sno-Pro SNOPRO 500	599 SNO PRO FIRECAT600Sno-Pro AC600 SNO PRO 600 ARCTIC CAT ZR6000 R SX 136	715 SNO PRO FX-8R ZR800 ZR800EFI FIRECAT700EFI Sno-Pro

4ストローク			
	1000cc以下	1050cc以下	1200cc以下
YAMAHA	RX-1 RX-1Mountain RSVector RSVector ER RSVector SP RT50 (PHAZER) RT50ML (PHAZER Mountain Lite) RT50MP (VENTURE Multi Purpose)	FX Nytro R-TX FX Nytro R-TX SE	

ここに記載されている公認車両は2023年10月現在のものです。

最新情報はMFJホームページ [<https://www.mfj.or.jp>] をご確認ください。

2025年MFJ全日本スノーモビル選手権指定ゼッケンリスト

2025年MFJ全日本スノーモビル選手権指定ゼッケンリストは2024年シリーズのランキングを基に、MFJホームページ [<https://www.mfj.or.jp>] に公示されます。